

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により檀原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和三年十一月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）NEX檀原醍醐店
所在地 檀原市醍醐町二五一番一ほか

二 檀原市から聴取した意見の概要

1 環境衛生課

- (1) 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。
- (2) 騒音に係る環境基準に定める基準値を超過しないよう、騒音防止対策に努めること。
- (3) 近隣住民からの公害に関する苦情が発生した場合は、事業者自らが適切に対処すること。

2 環境企画課

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。
- (2) 事業活動に伴って、檀原市内で発生した一般廃棄物（ごみ）（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び檀原市一般廃棄物処理計画に従って分別、保管及び排出を行う等、排出事業者自らの責任において、適正に処理すること。
- (3) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、檀原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。
- (4) 事業系一般廃棄物を檀原市の処理施設にて処理する場合には、檀原市一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

3 文化財課

令和三年十月四日から同月六日まで試掘調査を実施したところ、遺構が確認されたため、檀原市教育委員会文化財課及び奈良県文化財保存課との遺構保護に係る協議をすること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和三年十一月五日から同年十二月六日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで